

介護給付

サービス名	サービス内容	対象となる方
居宅介護	居宅において入浴、排せつ又は食事の介護等を行います。支援の内容によって身体介護、家事援助、通院等介助等のサービスメニューがあります。	区分 1 以上の方 通院等介助で身体介護を伴う場合にあっては区分 2 以上で、かつ認定調査項目のうち、次のいずれか 1 つ以上に認定されていること ・歩行:「全面的な支援が必要」 ・移乗、移動、排尿、排便:「支援が不要」以外
重度訪問介護	重度の肢体不自由又は重度の知的障がいもしくは精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者であって常時介護を要する障がい者につき、居宅における入浴、排せつ又は食事の介護等及び外出時における移動中の介護を総合的に行います。	区分 4 以上で、 【1】二肢以上に麻痺があり、認定調査項目の「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれも「支援が不要」以外と認定されている方 【2】認定調査項目のうち行動関連項目等(12 項目)の合計点が 10 点以上である方
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者等につき、外出時において、当該障がい者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他の当該障がい者等が外出する際の必要な援助を行います。	【身体介護を伴わない場合】 同行援護アセスメント調査票による、調査項目中「視力障がい」、「視野障がい」及び「夜盲」のいずれかが 1 点以上であり、かつ、「移動障がい」の点数が 1 点以上の方 【身体介護を伴う場合】 上記に加えて、区分 2 以上の方で、認定調査項目のうち、次のいずれか一つ以上に認定されていること。 ・歩行:「全面的な支援が必要」 ・移乗、移動、排尿、排便:「支援が不要」以外

行動援護	知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者等であって常時介護が必要な方で、当該障がい者等が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護等を行います。	区分 3 以上で、認定調査項目のうち行動関連項目等(12 項目)の合計点数が 10 点以上である方
療養介護	医療を要する障がい者であって常時介護を要するものにつき、主として昼間において、病院等において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話をを行います。	筋萎縮性側索硬化症(ALS)患者等で区分 6 以上の方 筋ジストロフィー、重症心身障がい者で区分 5 以上の方
生活介護	常時介護を要する障がい者につき、主として昼間において、障がい者支援施設等において入浴、排せつ、食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供等を行います。	区分 3 以上の方(施設入所者は区分 4 以上の方)、年齢 50 歳以上の場合は、区分 2 以上の方(施設入所者は区分 3 以上の方) 施設入所者で区分 4(50 歳以上の場合は区分 3)より低い方で指定特定相談支援事業者によりサービス等利用計画の作成を受け、区が利用の組み合わせに必要性を認めた方
短期入所	居宅においてその介護を行う方の疾病その他の理由により、障がい者支援施設等への短期間の入所を必要とする障がい者等につき、当該施設に短期間の入所をして、入浴、排せつ又は食事の介護等を行います。	区分 1 以上の方

重度障がい者等 包括支援	常時介護を要する障がい者等であって、その介護の必要の程度が著しく高いものにつき、居宅介護等の障がい福祉サービスを包括的に提供します。	区分 6 以上で意思疎通に著しい困難を有する方で、 【1】重度訪問介護の対象で四肢すべてに麻痺があり、寝たきり状態にある障がい者で、 ・ 気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障がい者 ・ 最重度知的障がい者 【2】認定調査項目の行動関連項目等の合計点数が 10 点以上の方
施設入所支援	施設に入所する障がい者につき、主として夜間において、入浴、排せつ又は食事の介護等を行います。	・生活介護利用者は、区分 4 以上の方(50 歳以上の場合は、区分 3 以上の方) ・自立訓練又は就労移行支援の利用者のうち、地域の社会資源の状況等により、通所することが困難である方など ・生活介護利用者で区分 4(50 歳以上の場合は区分 3)より低い方又は就労継続 B 型利用者で指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画作成を受け区が利用の組み合わせの必要性を認めた方

訓練等給付

サービス名	サービス内容	対象となる方
自立訓練	自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練等を行います。	【機能訓練】 身体障がい者 標準利用期間 1 年 6 ヶ月間 【生活訓練】 知的障がい者、精神障がい者 標準利用期間 2 年間
就労移行支援	就労を希望する障がい者につき、一定期間、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行います。	65 歳未満の方 標準利用期間 2 年間
就労継続支援	通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者につき、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行います。	【A 型(雇用型)】 65 歳未満の方で雇用契約に基づき継続的に就労することが可能な方。 【B 型(非雇用型)】 就労に結びつかなかった方等 ※B 型については施設入所者で指定特定相談支援事業所によりサービス等利用計画の作成を受け、区が利用の組み合わせの必要性を認めた方も利用可能
共同生活援助	障がい者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。	身体障がい者(65 歳未満の者又は 65 歳に達する日の前日までに障がい福祉サービス等を利用したことがある者に限る。)、知的障がい者、精神障がい者

障害児通所支援

サービス名	サービス内容	対象となる方
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識や技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。	療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障がい児
医療型児童発達支援	上肢、下肢又は体幹の機能の障がいのある児童について児童発達支援及び治療を行います。	肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要であると認められた障がい児
放課後等デイサービス	就学している障がい児について、放課後等に生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行います。	学校教育法第1条に規定している学校（幼稚園及び大学を除く）に就学しており、授業の終了後又は休業日に支援が必要と認められた障がい児
保育所等訪問支援	保育所等に通う障がい児について、その施設を訪問し集団生活への適応のための専門的な支援を行います。	保育所その他の児童が集団生活を営む施設として厚生労働省令に定めるものに通う障がい児であって、当該施設を訪問し、専門的な支援が必要と認められた障がい児